

京都市告示第 6 9 8号

地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和 6 年 3 月 2 9 日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地
株式会社ソラスト
東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 3 号
- 2 京都市公金収納受託者に委託する徴収事務の内容
京都市児童福祉センター診療所における医事業務委託に係る公金徴収事務
- 3 京都市公金収納受託者に委託する徴収事務の歳入の種類
児童福祉センター使用料、児童福祉センター手数料
- 4 京都市公金収納受託者として指定した日
令和 6 年 3 月 1 2 日
- 5 京都市公金収納受託者へ徴収事務を委託する期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(児童福祉センター)